入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　業務内容

（1）　業務名及び数量　令和４年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務 1 式

（2）　業務の仕様等　　仕様書のとおり

（3）　委託期間　　　　契約締結日から令和５年３月 31 日（金）まで

（4）　納入場所　　　　岩手県総務部総務事務センター　岩手県盛岡市内丸 11 番１号

２　入札参加者資格

（1）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（2）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）　岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和２・３・４年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（4）　過去５年以内に、国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人を含む）又は地方公共団体と当該業務と同種かつ同程度の契約を２件以上締結し、履行した実績があることを証明できること。

（5）　入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（6）　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）に関して、JISQ27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

３　入札参加資格の審査等

（1）　本件入札に参加を希望する者は、入札参加者資格を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を13(２)で示す担当部局へ提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第１号）

イ　過去５年以内に、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人を含む）又は地方公共団体と当該業務と同種かつ同程度の契約を２件以上締結し、履行した実績があることを証する書類（写し可）

ウ　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）に関して、JISQ27001（ISO/IEC27001）の

基準に適合することを証する書類（写し）
（２）　上記申請書等は郵送で提出することができる。
（３）　申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に従わないときは、入札参加資格がないものとみなす。
（４）　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
４　入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査結果は、令和４年５月30日（月）までにＦＡＸで通知する。
５　仕様書に関する質問等
（１）　仕様書に関し質問がある場合は、令和５年５月24日（火）午後４時までに13(２)で示す担当部局に別紙様式第２号により持参、ＦＡＸ又は郵送で提出すること。
（２）　質問に対する回答は、質問者あて書面で行うとともに、入札執行の日時までの期間、岩手県公式ホームページにおいて閲覧に供する。
４　入札の方法等
（１）　入札は県の示す入札書（別紙様式３号）により、単価で入札に付すること。
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
　なお、委託料は、実績により精算するものとする。
（２）　入札書は、５(１)の日時に５(２)の場所に持参すること。
（３）　郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
（４）　入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
（５）　代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
５　入札、開札の日時及び場所
(１)日時　令和４年６月１日（水）午後３時30分
(２)場所　盛岡地区合同庁舎別館３階　総務事務センター会議室
６　入札保証金　免除
７　入札の無効　次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。
（１）　競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
（２）　入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
（３）　記名押印のない入札書

（4）　入札金額を訂正した入札書
（5）　誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
（6）　入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
（7）　同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札書
（8）　代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
（9）　その他入札に関する条件に違反して提出した入札書
8　入札書に関する事項　入札書は、次のことを表示し押印するとともに、入札金額に対応した積算内訳書を添付すること。
（1）　入札年月日
（2）　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職、氏名及び印）
（3）　あて名は「岩手県知事達増拓也」とする。
（4）　入札金額
（5）　入札金額の内訳
（6）　件名
9　落札者の決定方法
（1）　本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、入札した単価がいずれも会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札した単価に仕様書で示す対象職員数を乗じ、その合計額が最低の価格である者で、有効な入札を行った者を落札者とする。
（2）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（3）　(2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
10　開札に立ち会う者に関する事項
開札は､入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
11　再度入札に関する事項
（1）　初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
（2）　再度入札に参加できる者は、初度の入札における入札者のみとする。
12　契約に関する事項
（1）　落札者は、契約保証金として契約額の100分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ　落札者が過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しており、その契約書の写しを２件分以上提出したとき。

（２）　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

（３）　契約条項は別添契約書案のとおりとする。

（４）　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13　その他

（１）　入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（２）　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県総務部総務事務センター

〒020-0023岩手県盛岡市内丸11番1号

電話番号　　019-629-5075

ＦＡＸ番号　019-651-5777